

府中町下水道事業経営審議会設置条例

(設置)

第1条 府中町下水道事業（以下「下水道事業」という。）における経営の健全化に資するため、府中町下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、下水道事業の経営に関する事項について審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 下水道の使用者
- (3) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、町民生活部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。